

平成 26 年 10 月 1 日

## 東京国際大学における公的研究費の管理・監査の実施基準

競争的資金等の公的研究費は、原則として研究者個人もしくはそのグループに対して付与されるものであるが、その財源を国民の税負担に依拠していることから、国民の期待と信頼に応える適正・有効かつ規律ある使用が求められる。これを踏まえ、競争的資金等の管理は、当該競争的資金等を獲得した研究者のみに委ねることなく、本学の責任において統一的・包括的に行うこととする。この目的を達成するため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正。以下、「文科省ガイドライン」という）に基づき、本学の実施基準を以下の通り制定する。

### 第1節 学内の責任体系

競争的資金等の運営・管理を適正に行うため、次の通り各段階の責任者を定め、その職名を本学ホームページに公開する。

#### (1) 最高管理責任者

職名：学長

責任：本学全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う。

役割：不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が責任をもって競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

#### (2) 統括管理責任者

職名：大学事務局長

責任と権限：最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について本学全体を組織横断的に統括する責任と権限をもつ。

役割：本学全体の不正防止対策を策定・実施し、実施状況につき確認するとともに最高管理責任者に報告する。

#### (3) コンプライアンス推進責任者

職名：学務部教育研究支援課統括課長

責任と権限：本学における競争的資金等の運営・管理について、実質的な責任と権限をもつ。

役割：本学における不正防止対策を実施し、実施状況につき確認するとともに統括管理責任者に報告する。また、不正防止のため、本学において競

争的資金等の運営・管理に関わる全ての本学構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、またその受講状況を管理監督する。更に、本学において構成員が競争的資金等の管理・執行を適切に行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

## 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

最高管理責任者は、競争的資金等の不正な使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなくてはならない。

### (1) ルールの明確化・統一化

本学における競争的資金等に係る事務処理手続きは、「東京国際大学科学研究費補助金研究員規程」、「東京国際大学科学研究費補助金研究員規程施行細則」および「科学研究費補助金執行・事務マニュアル」をルールおよび手引として統一的に運用される。これらのルール等は、学内の研究者に対して周知徹底を図り、また運用の実態とルール等が乖離していないか常に見直しを行う。

### (2) 職務権限の明確化

- ① 競争的資金等に係る事務は、学務部教育研究支援課が所管する。
- ② 競争的資金等に係る事務処理の決裁権限は、「学校法人東京国際大学稟議及び決裁権限に関する規程」の定めるところによる。

### (3) 関係者の意識向上

競争的資金等の使用並びに運営・管理に係る全ての関係者は、不正防止の意識を常に持ち、各々の役割を果たさなければならない。

- ① 競争的資金等を使用する研究者は、個人の発案で提案され採択された研究課題といえども、資金配分を受けた研究費は税金を財源とする公的資金により賄われていることを常に意識し、本学による機関管理が必要であるという原則を認知し、この原則の下で研究を遂行する責務を負う。
- ② 事務職員は、競争的資金等の適正な執行を確保しつつ効率的な研究の遂行を支援することを常に念頭において事務を行うべきことを認識し、当該事務処理を遂行する責務を負う。
- ③ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に、本学の不正対策に関する方針及びルール等についてのコンプライアンス教育を実施する。実施に際しては、受講者の受講状況及び理解度について把握することとする。
- ④ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員は、次の内容を含む誓約書を本学宛てに提出するものとする。

(ア) 本学の規則等を遵守すること

- (イ) 不正を行わないこと
  - (ウ) 規則等に違反して不正を行った場合は、本学や競争的資金等の配分機関(文科省ガイドライン「用語の定義」(3)に定義する機関)の処分及び法的な責任を負うこと
- ⑤ 「学校法人東京国際大学倫理綱領」は、競争的資金等の運営・管理において、これに関わる全ての構成員に対する行動規範として位置づけられるものとする。

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒等

競争的資金等に係る不正についての告発等(以下、「告発等」という)の取扱い、これに係る調査並びに懲戒等の手続きは以下の通りとする。

- ① 本学内及び学外からの告発等(学内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など)を受け付ける窓口は、法人本部人事課とする。
- ② 告発等を受け付けた場合、コンプライアンス推進責任者及び統括管理責任者を通じて、直ちに最高管理責任者にその内容等を報告しなければならない。
- ③ 告発等を受け付けた場合は、受付から30日以内にその内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告するものとする。報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱とする。
- ④ 調査が必要と判断された場合は、学外の第三者(弁護士、公認会計士等)を含む調査委員会を設置し、調査を実施する。第三者の調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査し、これらにつき認定する。
- ⑤ 前号の認定を得るまでの間、必要に応じて、被告発者を含む調査対象となっている者に対し、当該調査の対象たる競争的資金等の使用停止を命ずることとする。
- ⑥ 当該告発等に係る調査の実施に当たっては、以下の通り、当該告発等に係る競争的資金等の配分機関への報告及び調査への協力等を行う。
  - (ア) 調査方針、調査対象及び方法等についての報告及び協議
  - (イ) 調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書の提出(告発等の受付から210日以内。期間内に調査未完了の場合は中間報告の提出)
  - (ウ) 調査過程において不正の事実が一部でも確認された場合における

当該確認部分についての認定及び報告

- (エ) 前各号の他、配分機関の求めに応じての調査進捗状況報告及び中間報告の提出
  - (オ) 当該告発等に係る資料の配分機関への提出又は配分機関への供覧、配分機関による現地調査受け入れ（調査に支障がある等の正当な事由がある場合を除く）
- ⑦ 告発等に係る調査結果不正が認定された場合の懲戒に関する手続きは、「東京国際大学専任教員就業規則」第 31 条又は「学校法人東京国際大学職員就業規則」第 39 条に則りこれを行う。

### 第3節 不正発生要因の把握と不正防止計画の策定・実施

最高管理責任者は、不正を防止するために最大限の努力を払うことを学内外に表明し、不正の発生要因についての全学の状況の体系的整理・評価に基づく不正防止計画を、その責任において策定させ、自ら率先して不正防止計画の進捗管理に努める。

#### (1) 不正発生についてのリスク要因の認識と不正防止計画への反映

不正を発生させる要因の把握にあたっては、国外出張旅費に係る航空券の取扱、消耗品等の大量購入や印刷製本業務の外注、謝金の支払い等に加え、文科省ガイドライン第 3 節(1)「実施上の留意事項」に列挙されている諸リスクを念頭に、本学の状況に照らして重点的に管理すべきリスクを明らかにし、これらを踏まえた不正防止計画を策定するものとする。

#### (2) 不正防止計画推進部署

全学的な観点から不正防止計画の推進を担当する部署は、学務部教育研究支援課とし、同課は、最高管理責任者の方針並びに指示の下に、全学の具体的な不正防止対策を策定・実施し、実施状況を確認するものとする。

### 第4節 研究費の適正な運営・管理活動

第 3 節の不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。学務部教育研究支援課は、不正防止計画推進部署として、以下の通り競争的資金等の適正な運営・管理活動を遂行する。

#### (1) 予算の執行

- ① 研究者ごとの予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか定期的に確認し、問題がある場合は当該研究者に改善を促す。
- ② 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。

#### (2) 癒着防止対策

- ① 不正な取引は研究者と業者の関係が緊密な状況下で発生しがちであることに鑑み、不正な取引に関与した業者には「東京国際大学固定資産及び物品等調達規程」第9条に基づく取引停止処分を行い、また必要に応じ実効性を勘案のうえ業者に対し誓約書の提出を求める等、癒着を防止する対策を講じる。

【誓約書の内容骨子】

- ・ 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
  - ・ 内部監査及びその他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
  - ・ 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
  - ・ 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること
- ② 発注・検収業務については、原則として事務所管部署が実施することとし、当事者以外によるチェック体制を確立し有効に機能せしめる。

(3) その他

- ① 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理は、原則として事務所管部署が実施する。
- ② 換金性の高い物品については、その特性に鑑み適切に管理する。
- ③ 研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制とする。

## 第5節 情報発信・共有化の推進

本学の規模と特性に応じた実効性ある不正防止体制を構築・整備し維持するため、学内での情報共有はもとより、競争的資金等に係りのある他大学や学外の諸機関との間における情報共有が必要かつ有効と考えられる。このことを念頭に、以下の施策を講じる。

(1) 相談窓口の設置

本学における競争的資金等の使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付ける窓口を学務部教育研究支援課とし、本学ホームページ等により学内外に公表する。

(2) 不正防止への取組み方針等の対外公表

競争的資金等に係る不正防止への本学の取組み方針や、行動規範、不正防止計画、管理・運営体制、告発等の通報窓口等を体系化し、本学ホームページ等により学外に公表する。

## 第6節 モニタリング

競争的資金等の適正な運営・管理を実効あらしめ、不正発生の可能性を最小にすることを旨とし、全学的視点に立ち本学の規模と特性を踏まえた効果的なモニタリング体制を以下の通り定め、また、不正発生のリスク要因を勘案した機動的な監査実施による牽制機能の強化を図る。

### (1) 経理面からの内部監査

経理的な側面からの内部監査は、法人本部経理課が担当し、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等の具備等につきチェックする。

### (2) システム・業務面の内部監査

ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性・効率性等の観点からの内部監査は、防止計画推進部署である学務部教育研究支援課がこれを担当する。監査に当たっては、文科省ガイドライン第3節(1)「実施上の留意事項」に列挙されている諸リスクを踏まえ、本学の特性に照らして重点的に管理すべきリスクを取り上げ、サンプリングや抜き打ち検査等を活用して有効なリスクアプローチ監査を実施することとする。

(3) 本実施基準に基づく競争的資金等に係る内部監査においては、各監査担当部署は、最高管理責任者の直轄的な組織と位置付け、必要な権限を付与されるよう、規程面の整備を行う。

### (4) 監事及び会計監査人との連携

競争的資金等の管理・監査における内部監査担当部署は、当該内部監査実施にあたり、監事及び会計監査人との連携を強化し、効率的・効果的かつ多角的な監査を実施できるよう配慮する。

## 改廃

この実施基準の改廃は、常務会の議を経て理事長が行う。

## 附則

この実施基準は、平成26年10月1日から施行する。